

## 学 位 論 文 内 容 の 要 旨

学位申請者	佐藤 美和 【ジェンダー学際研究専攻 平成19年度生】	要 旨
論文題目	同性婚をめぐる法的議論における婚姻概念の変容 —アメリカとカナダの事例を中心に—	<p>本論は、同性カップルの法的な権利保障の進展に際し、同性カップルへの婚姻制度の適用による保障と、パートナーシップ制度による権利保障という2つの方向性が生じている状況の内実を明らかにすることを研究課題としている。</p> <p>具体的には、1990年代から州レベルにおいても連邦レベルにおいても、同性カップルの婚姻を認める司法判断と、それに対するバックラッシュが並行して攻防が続いているアメリカと、2005年7月に連邦法である市民婚姻法（Civil Marriage Act）が成立し、同性カップルの婚姻を認める世界で4番目の国となったカナダを事例として取り上げ、「婚姻する権利」をめぐる議論に際しての婚姻概念の変容につき考察している。さらに、同性婚の「法言説」を分析対象に取り上げ、近代法批判としてのジェンダー法学の問題意識を引き継いだ上で、法的議論における異性愛主義を問題化するためにクィア法理論の視点を導入しつつ論じる意図の有効性を表明している。</p> <p>2章と3章では、其々に、アメリカとカナダにおける同性婚をめぐる司法判断と立法府の対応、第4章では、婚姻する権利の平等及び象徴としての婚姻をめぐる議論、第5章では、同性婚をめぐる法的議論における「婚姻する権利の平等」の変遷を批判的に検討し、一方では、パートナーシップ制度についても、機能的アプローチによる議論のみでは、婚姻の伝統的定義を維持したまま、婚姻ではない制度で同性カップルに法的保障を与えようとするシビル・ユニオン型の立法を排除することはできないと指摘している。</p> <p>こうした議論を展開した本論の研究上の貢献は、ジェンダー法学及びクィア法理論の視点から分析することにより、その言説において「婚姻する権利」がどのように捉えられて来たのか、「婚姻」の語られ方や概念において、ヘテロノーマティヴィティの権力作用が如何にはたらいていたのかを明らかにすることの意義を明確化した点にある。同性婚の問題は、法的権利の「平等」の問題であると同時に、そのことが多数派をも含む「婚姻」の意味内容を変容させるという、より大きな社会変革的な意味を持つことを提示できる可能性を示したと言える。</p>
審査委員	(主査) 教授 舘 かおる	
	准教授 小 谷 眞 男	
	教授 杉 田 孝 夫	
	准教授 申 琪 榮	
	准教授 デ・アウカンタラ・マルセロ	